

質疑応答書

番号	仕様書頁等	質 問	回 答
1	入札書	入札書の備考にある単価は税込金額を記載するという認識でよろしいでしょうか。	入札書に記載する基本料金単価及び電力量料金単価は、契約書第2条第1項の契約金額となりますので、消費税及び地方消費税を含む金額としてください。
2	入札付属書 (注) 3	入札金額に力率割引は含めない認識でよろしいでしょうか。	基本料金の積算について力率割引を適用するのであれば、それに基づく積算をしてください。 入札説明書9(3)エ(注)2ただし書きに記載しているとおり、各月の基本料金と電力量料金の合計から割引料金を控除した合計金額に1円未満の端数があるときには、その全部を切り捨てた金額を記入してください。
3		基本料金月額及び電気量料金月額の端数処理については何か指定はございますでしょうか。	入札付属書(注)5に記載のとおり、各月の基本料金と電力量料金の合計から割引料金を控除した合計金額、並びに1年間の予定総額、履行期間の予定総額(上段)に、小数点未満の端数がある時には、その全部を切り捨てた金額を記載してください。 なお、入札書記載の入札金額については、小数点未満の端数切り上げです。
4	入札説明書 9(11)	みなし小売電気事業者が燃料費調整額の算定諸元を変更した場合においても、弊社では応札時点での算定諸元を、契約期間中継続して用いて計算させていただきますが、よろしいでしょうか。 上記が難しく公表されている最新の燃料費調整額を用いる場合は一般送配電事業者及び旧一般電気事業者の料金改定に合わせて、契約単価変更の協議をご対応頂けますでしょうか。	燃料費等調整の実施等については、契約書第10条第3項に記載のとおりであり、契約締結後、協議の上、定めることとなります。 なお、燃料費等調整を行う場合は、本市を管轄するみなし小売電気事業者が定める燃料費等調整額に準じて電力量料金を変動させることとなります。 基本料金単価及び電力量料金単価の改定については、契約締結後、契約書第2条第2項の規定に基づく協議によることとなります。

5	契約書(案) 第11条	1施設(1つの供給地点特定番号)の電気料金のお支払いを複数で分担して支払いされることはございますか。 また、弊社では1施設につき1つの請求書のみ発行のため、複数施設への分担した請求書の発行はできませんがよろしいでしょうか。	以下の学校のみ分割請求が必要になります。 中野小学校 戸坂小学校
6		複数の案件に入札する場合、案件ごとに内封筒を作成し、それらを一つの外封筒にまとめて提出することは可能でしょうか。	入札説明書に記載するもののほか、指定はありません。 提出方法については、入札説明書9(4)に記載のとおりです。

注 この質疑応答書は、仕様書の追補とみなす。なお、この用紙には業者名を記入しないこと。